

## 船舶事故調査報告書

令和4年9月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	漁具損傷
発生日時	令和3年9月21日 13時47分ごろ
発生場所	山口県周防大島町情島北方沖 情島灯台から真方位351° 2.4海里付近 (概位 北緯33° 59.6′ 東経132° 28.0′)
事故の概要	巡視艇あきかぜは、北進中、また、漁船海友丸は、漁具を投入しながら左回りに周回中、あきかぜの右舷側の推進器が海友丸から投入した漁網に絡網し、漁具を損傷した。
事故調査の経過	令和4年1月24日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 巡視艇 あきかぜ、24トン 143724、国土交通省 B 漁船 海友丸、4.6トン YG3-62275（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 漁網に切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、潜水士4人を乗せ、船長Aが操縦席に腰を掛け、手動操舵により北進していた。 船長Aは、左舷船首方を右方に向けて東進するB船を認め、B船がそのまま東進する航行船と思い、左舵を取り、B船を右舷船首方に見た後、原針路に戻した。 船長Aは、右舷側の航海士補から船首方にオレンジ色のブイを認めたとの報告を受け、北進するA船の前路に漁具が設置されていることに気付いて左舵を取ったものの、A船の右舷推進器がB船から投入した漁網に絡網した。 船長Aは、直ちに海上保安庁に本事故発生の報告を行い、船長Bと事後の対応に当たった。 船長Aは、本事故発生場所付近を航行するのが初めてで、この海域でごち網漁業が行われていることを知らなかったもので、初めての海域を航行する場合、その海域で行われている漁業などを事前に把握しておけば、事故を防ぐことができたと思つた。

	<p>船長Aは、B船を認めた際、減速し、漁船の動向などを注意深く観察していれば、早期にB船からごち網漁業の漁具を投入中であることに気付き、漁具を避けて事故を防ぐことができたと思つた。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、船長Bが操舵室で操船に当たり、甲板員を後部甲板でごち網漁業の漁具の投入作業に当たらせ、引き綱に接続したオレンジ色のブイ、左舷側の引き綱、漁網、右舷側の引き綱の順に、左回りに1周しながら漁具を投入していた。</p> <p>船長Bは、漁具を投入しながら左回りに周回中のB船の船首が東方に向いていたとき、右舷方に北進するA船を認めたものの、A船との距離が十分あり、A船が漁具を避けると思ひ、そのまま漁具を投入しながら左回りに周回を終わった後、漁網付近で停船したA船に気付き、B船が投入した漁網にA船の推進器が絡網していることに気付いた。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、北進中、船長Aが、左舷船首方を右方に向けて東進するB船を認めた際、B船がそのまま東進する航行船と思ひ、左舵を取り、B船を避航した後、原針路に戻し、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、前路にごち網漁業の漁具が投入されていることに気付くのが遅れ、A船の推進器がB船から投入した漁網に絡網し、漁具を損傷させたものと推定される。</p> <p>B船は、ごち網漁業の漁具を投入しながら左回りに周回中、船長Bが、右舷方を北進するA船を認めた際、A船が漁具を避けると思ひ、漁具の投入を終えるまでA船の動静に気付かなかつたことから、B船から投入した漁網にA船の推進器が絡網し、漁具が損傷されたものと推定される。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船が北進中、B船がごち網漁業の漁具を投入しながら左回りに周回中、船長Aが、B船がそのまま東進する航行船と思ひ、左舵を取り、B船を避航した後、原針路に戻し、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、A船が漁具を避けると思ひ、漁具の投入を終えるまでA船の動静に気付かなかつたため、船長Aが前路に漁具が投入されていることに気付くのが遅れ、A船の推進器がB船から投入した漁網に絡網したことにより発生したものと推定される。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、初めての海域を航行する場合、その海域で行われている漁法などを事前に把握しておくこと。</li> <li>・ 船長は、漁船を認めた際、漁業等の操業を行っていることがあるので、減速して漁船の動向などを注意深く観察して対処すること。</li> <li>・ 投網中の漁船は、見張りを適切に行い、接近する船舶を認めて避</li> </ul>

	<p>ける様子が見られない場合、十分余裕のある時機に、有効な音響による信号によって注意を喚起するなど、投網中であることを接近する船舶に知らせる手段を講じること。</p>
--	--